

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

この計画の上位計画である『第2次栃木市総合計画』における目標にすべき将来都市像は「豊かな自然と共生し優しさと強さが調和した活力あふれる栃木市」とし、その実現に向けた具合的な施策として基本計画において、こども・子育て支援等に関する「基本方針」は、「**子育てに優しくいつまでも健康で生きがいのもてる栃木市**」となっています。

このことを踏まえて、本市では、こども・若者に優しい地域づくりを推進し、妊娠・出産からこどもの自立までのライフステージの一連の過程を切れ目なく、そして社会全体で支援し、子育て・親育ち※を促進することにより、**全てのこどもや若者が将来にわたって幸せに生活できる(ウェルビーイング)社会**の実現をめざします。

また、近年こども・若者や子育て家庭をめぐるさまざまな問題が顕在化してきたなかで、父母などの子育て当事者が、子育ての喜びを感じつつ、子育てにおける責任を果たすことができるよう、自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いなどを積極的に支援・促進していくことが重要になっています。

基本理念に掲げる地域社会づくりに向け、本計画の目標像を次のとおり掲げ、**次代の本市を担う全てのこどもや若者が、人権を尊重され、安全で安心できる環境の中でいきいきと自立できる社会**を、市民・地域における各種団体・行政の共通の目標としてめざしていきます。

こども、親、地域が育ち合い、こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じられる地域づくり

※ 子育て・親育ち：こどもが育ち、その親も、子育てを通じて人間的に成長すること。

★ コラム 〈栃木市ならではのこどもまんなか社会〉★

こどもの権利が総合的に保障され、その権利について、こども自身を含めたすべての市民が十分に理解し、こどもが幸せに暮らすことのできる「栃木市ならではのこどもまんなか社会」の様子を、次のようなイメージで表現しています。

**こどもや若者の声にしっかり耳が傾けられ、すべてのこども・若者が
幸せに暮らす、人生を楽しむことのできるまち**



2 基本目標

基本理念や目標像など、本市のこどもまんなか社会の実現に向け、基本目標を次の10個とし、その設定にあたっては、こどもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親になって子育てをするという、「ライフステージ」の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが重要です。

そこで、本計画では「結婚」「妊娠・出産」「子育て・子育て」といった「**ライフステージごとの施策の柱**」と、「こどもの権利の保障」や「こども・子育てにやさしいまちづくり」などの「**全てのライフステージ共通の施策の柱**」を基本目標として設定し、本市のこども施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

<ライフステージごとの施策の柱>

妊娠・出産（基本目標1）全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進

子育て・子育て支援（基本目標2）幼児期における学校教育・保育の充実

子育て・子育て支援（基本目標3）地域における子育て・子育てへの支援の推進

子育て・子育て支援（基本目標4）学童期・思春期の保健対策の推進

子育て・子育て支援（基本目標5）特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

働き方（基本目標6）仕事と子育ての両立の推進

結婚（基本目標7）結婚を希望する若者への支援の推進

<全てのライフステージに共通する施策>

共通（基本目標8）こども・若者たちの権利の尊重

共通（基本目標9）こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

共通（基本目標10）こども・子育てにやさしいまちづくり

3 計画の基本的視点

計画の推進にあたっては、次の視点に立って、施策を展開します。

①「こどもの最善の利益」を第一に考える

計画の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるように、こどもたちを全ての施策の中心に置きます。

また、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、全てのこどもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

②結婚、妊娠・出産、子育てといった ライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」

こどもを持ちたいという希望がかなえられ、安心してこどもを産み育てられる地域社会の実現のため、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じて切れ目のなく対応し支援を行います。

③「社会全体」で支える

子育ての第一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行や世帯の小規模化などにより、家庭のみで子育てを行うことが困難になっていることを踏まえて、社会全体でこどもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境の整備を進めます。

結婚、こども・子育てを大切にするという意識を社会全体で共有しながら、取組を進めていきます。

4 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく「教育・保育提供区域」に関しては、こども自身や保護者が質の高い教育・保育や子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して定めることとされています。

そこで、本市の教育・保育提供区域については、第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期事業計画」という。）で設定した「市全域を1区域」として、引き続き設定します。

栃木市の教育・保育提供区域



5 施策の体系

基本理念

- 全てのこども・若者が等しく権利を擁護されながら健やかに成長し、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会
- 誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、
幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会

目標像

こども、親、地域が育ち合い、こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じられる地域づくり

基本目標

基本施策

出産 妊娠

1 全ての妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援の推進

- (1) 妊産婦が安心して産み育てられる支援の充実
- (2) 乳幼児の健やかな成長を支える環境づくり
- (3) 乳幼児が安心して育つための家庭への支援

子育て・子育て支援

2 幼児期における学校教育・保育の充実

- (1) 教育・保育施設の量の確保
- (2) 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

3 地域における子育て・子育てへの支援の推進

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (2) その他の地域子育て支援事業の充実

4 学童期・思春期の保健対策の推進

- (1) 学童期・思春期の心身の健康づくり
- (2) 思春期における正しい性知識の普及

5 特別な配慮を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

- (1) 障がい児への支援の推進
- (2) 外国にルーツを持つ幼児への支援の推進
- (3) こどもの貧困対策の推進
- (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (5) 各種相談機関の機能の充実
- (6) 経済的支援対策の充実

働き方

6 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

結婚

7 結婚を希望する若者への支援の推進

- (1) 出会いの場や機会の提供等

全てのライフステージ

8 こども・若者たちの権利の尊重

- (1) こどもの権利についての意識の啓発
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) いじめ対策・不登校対応の充実

9 こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- (1) こどもの事故防止対策の推進
- (2) 小児医療・感染症対策の充実

10 こども・子育てにやさしいまちづくり

- (1) 良好な居住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) こども・若者の居場所づくりの推進
- (4) こどもたちの安全の確保
- (5) こども政策 DX の推進

6 こどもの権利

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締結している世界的な条約です。18 歳未満の児童（こども）を、権利を持つ主体と位置付け、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこともならではの権利も定めています。

子どもの権利条約における次の4つの大切な考え方があり、こども大綱で、この4つの原則が基本理念として定められています。

本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方に基づき施策を推進します。

子どもの権利条約のいわゆる4原則

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

資料：「子どもの権利条約」（公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）

7 SDGsと本計画との関係

「SDGs」（持続可能な開発目標・エスディージーズ）は、平成27年9月に国際連合で採択された、先進国を含む国際社会全体で令和12年（2030年）までに達成をめざす17の国際目標のことです。国は平成28年に「SDGs実施指針」を定めて、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を推奨しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は、こども基本法・こども大綱の基本的考え方の一つとなっており、本計画でも念頭に置いて、各取組（施策）を推進していきます。

SDGsの17の目標

